

○千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則（平成13年2月23日規則第10号）

千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則

平成十三年二月二十三日

規則第十号

改正 平成一七年 四月 一日規則第七三号 平成一八年 三月三十一日規則第八八号
平成二〇年 三月二八日規則第一七号 平成二一年 三月 六日規則第一号

千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則
(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）第二条第二項第二号に規定する適用除外とされる行政文書を管理する施設及び同項第三号に規定する行政文書から除く電磁的記録について定めるものとする。

(適用除外とされる行政文書を管理する施設)

第二条 条例第二条第二項第二号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 千葉県文書館
- 二 千葉県立美術館
- 三 千葉県立中央博物館
- 四 千葉県立現代産業科学館
- 五 千葉県立関宿城博物館
- 六 千葉県立房総のむら

一部改正〔平成一七年規則七三号・一八年八八号・二〇年一七号・二一年一号〕

(行政文書から除く電磁的記録)

第三条 条例第二条第二項第三号に規定する規則で定める電磁的記録は、次の各号に掲げる電磁的記録とする。

- 一 会議その他これに類するものの記録を作成するために録音等をした録音テープ等の電磁的記録
- 二 データ処理等の作業のために作成した磁気ディスク等の電磁的記録

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年四月一日規則第七十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第八十八号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日規則第十七号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月六日規則第一号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。